

No.2 【感染症等で複数の職員（栄養士・調理員）が勤務できない場合の対応フロー】

- 前提：（１）認可保育園においては給食提供が前提であるため、調理員等が通常通り出勤できない場合も、給食提供の継続を図る必要がある。（よって、ヘルプ対応や、作しやすい献立への変更、非常食等の使用については、緊急時に備えあらかじめ検討しておく必要がある。また、献立が変更になる場合には、アレルギー対応等についても検討し、職員間の共有、保護者への共有を行うこと。）
- （２）３歳未満は、外部搬入は認められていない。
- （３）ノロウイルス等の発生により保健所から「陰性になるまで給食提供の停止」の指示が入る場合は、区（幼児保育課）と相談し対応する。

幼児保育課の連絡先

平日 8：30～17：15・・・幼児保育課保育施設指導担当（直通 TEL：03-5803-1845）

平日 17：15 以降及び土日祝日・・・文京区役所代表番号（TEL：03-3812-7111）

※代表番号へ電話する場合は、幼児保育課保育施設指導担当に至急連絡したい旨と、保育園名（正式名）、氏名、折り返しの電話番号を伝える。

1 感染症等で複数の職員（栄養士・調理員）が出勤できない状況が発生

2 園は事業者へ現状を報告し、給食提供の方法について、以下の順番で相談・検討する

- 1）出勤可能な職員での給食提供が可能か（作しやすい献立への変更や非常食等の使用による献立変更の可能性あり）
 - 2）出勤可能な職員での給食提供が難しい場合は、給食提供を継続するための方法について検討する（系列園や本部等からのヘルプ職員の派遣など）
- ※給食提供が困難な場合は、区（幼児保育課）へ連絡し、対応方法を検討する。

3 決定した給食提供の方法に向けて準備する

園（事業者）は、給食提供できる体制を整える。献立を変更する場合、アレルギー対応や非常食の提供方法等について職員間で確認する。

4 保護者周知

園（事業者）は、園内の感染状況を保護者に周知し、献立に変更がある場合はその旨を伝える。給食提供を円滑に行うため登園人数を把握する必要は考えられる。

（※）周知する際の注意点

- ・登園を控えるかどうかは保護者の判断となる。「登園を控えてほしい」等のアナウンスはしない。
- ・保護者の職業や育休等、保護者の保育要件で分けしない（個別に声かけ等しない）ことに留意する。

5 区（幼児保育課）へ報告

決定した給食提供方法について区に報告する。

※平日の 17：15 以降及び土日祝日の場合は、区への報告は区役所開庁後で可